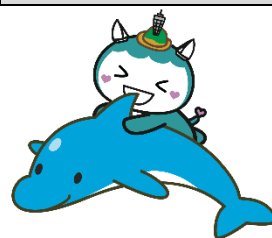


私設保育施設(認可外保育施設)等の 利用における 給付認定手続きのご案内



ふじキーン♡

私設保育施設（認可外保育施設）等の利用にあたり、幼児教育・保育の無償化に係る給付を受ける場合は、無償化の対象となることの認定申請が必要となります。

この冊子では、必要な手続き等を記載していますので、内容をご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

※ 藤沢市外に住民票がある方については、住民票がある市区町村での手続きが必要となりますので、当該市区町村へご確認ください。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆		
1 幼児教育・保育の無償化について		
(1) 対象者	P.1	2 手続きの流れについて P.2
(2) 対象施設・事業等	P.1	3 認定申請について P.3
(3) 対象経費	P.2	(1) 保育の必要性の認定 P.3
		(2) 申請に必要な書類 P.4

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 対象者

私設保育施設（認可外保育施設）等を利用する次の児童で、保護者の就労等の状況により、保育の必要性が認められる場合（3ページ参照）に、無償化の対象となります。

- ・ 3歳から5歳のすべての児童（4月1日時点の年齢）
- ・ 0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童（4月1日時点の年齢）

(2) 対象施設・事業等（私設保育施設等）

施設等の所在市区町村において、無償化の対象であると確認された次の施設・事業等が対象です。なお、複数の施設・事業等との併用も可能ですが、認可保育施設や認定こども園を利用している場合は、次の施設・事業等の利用は無償化の対象外となります。

- ・ 私設保育施設（藤沢型認定保育施設、幼児教育施設、認可外の事業所内保育施設、その他届出保育施設、ベビーシッター等）

※ 無償化の対象となる私設保育施設は、都道府県等に施設の設置届を行い、国の指導監督基準を満たしていることを証明された施設です。

- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）
- ・ ファミリー・サポート・センター事業

(3) 対象経費

無償化の対象となる経費及び給付上限額は、次のとおりです。

	経 費	上 限 額 等
対 象	- 基本保育料 - 延長保育	月額 37,000 円 (0歳から2歳の住民税非課税世帯は、 月額 42,000 円)
対象外	- 入園料 - 給食費 - 施設の管理費 - 行事等に係る費用 など	実費 (施設が定めた金額)

2 手続きの流れについて

認定申請 [P.3~4]

- 申請書類を確認し、必要事項をご記入のうえ、藤沢市保育課にご提出ください。
※申請書類は、市ホームページからダウンロードが可能です。
- 給付認定の申請は、**対象施設・事業等の利用開始までに申請してください。2026 年(令和 8 年)4月からの認定を希望する場合は、3月末日までに**申請書類をご提出ください。
※認可保育施設の利用を検討している場合は、利用施設・事業等の決定後に申請してください。
- 認定は、**原則、遡って申請することはできません。**
(対象施設・事業等の利用を開始した場合や認定区分の変更を希望する場合で、事実発生日以降に申請があった場合は、原則、申請を受け付けた日以降の認定となります。)
- 申請事項に変更が生じた場合は、「給付認定申請に係る変更届兼出産連絡票」を藤沢市保育課にご提出ください。
※必要に応じて保育を必要とする書類を併せて提出してください。
- 提出書類の内容に不明な点がある場合は、藤沢市から電話等で内容を確認することがあります。

認定通知書の交付

- 藤沢市から給付認定(又は不認定)通知書を郵送します。
- 通知書は、2026 年(令和 8 年)4月からの認定を希望する場合で、3月末日までに申請書類を提出した場合は、4月下旬頃に通知する予定です。2026 年(令和 8 年)4月以降の申請については、原則として、申請書の受理日から1ヵ月以内に給付認定通知書を郵送します。

(施設等への提出)

- 利用施設・事業等との契約にあたり、必要に応じて給付認定通知書を提示してください。

給付費の支給

- 給付費は、利用施設・事業等に支払った利用料の実績に応じた額を給付します。
- 給付費の申請は、次の表のとおり、3ヵ月ごとの受付を基本とします。具体的な申請手続きについては各施設や市ホームページを通じてご案内します。

	給付対象月(基本)	申請時期	給付時期
第1期	4～6月	7月	9月
第2期	7～9月	10月	12月
第3期	10～12月	1月	3月
第4期	1～3月	4月	6月

3 認定申請について

(1) 保育の必要性の認定

保護者（原則父・母）が次の表のいずれかに該当する場合は、「保育の必要性」が認められる場合に該当し、対象施設・事業等の利用が無償化の対象となります。

ただし、藤沢市の審査の結果、保育の必要性が認められない場合がありますので、ご注意ください。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労により、月に 64 時間以上拘束されることが常態となっている場合。 (例) 1日あたり4時間・週4日勤務 / 1日あたり6時間・週3日勤務
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合。 ※出産予定日の前6週目が属する月の初日から、出産日の後8週目が属する月の末日までの期間 ^{*1}
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合。
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合。
⑤ 親族等の介護 又は看護	親族を介護又は看護していて、月に 64 時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。
⑦ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。 ※認定してから2ヵ月目までの期間(原則、期間の延長はできません) ^{*2}
⑧ 就学	高等学校・大学・大学院・専門学校・職業訓練校等に就学していて、月 64 時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑨ 対象園児のきょうだいの 育児休業中 ^{*3}	すでに対象施設・事業等を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合。 ※生まれた児童が満1歳に達する日の翌年度の5月 14 日までの期間
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合。

*1 出産日により認定期間が変更する場合があります。

*2 2ヵ月以内に就労を証明する書類の提出がない場合には、1号認定となります。また、連続して求職活動による認定を受けることはできません。

*3 育児休業による認定は、すでに幼稚園を利用している児童に弟妹が生まれ、就労又は妊娠・出産要件から育児休業へ要件の変更の場合に限ります。(但し、産休前に就労要件を満たしている必要があります。)

幼児教育保育の無償化に関する詳細は、市ホームページをご参照ください。

【市ホームページ】 藤沢市(トップ) > (子育て・教育) > 子育て > 保育園・幼稚園など
> 幼児教育・保育の無償化 > 幼児教育・保育の無償化について

http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho_mushouka.html



(2) 申請に必要な書類

認定申請にあたり、次の書類を準備して、藤沢市保育課へ郵送又は窓口提出してください。なお、必要に応じてコピー等をもって保管するようにしてください。

□ 給付認定申請書（必ず両面を記入）

※ひとり親世帯の場合は、「戸籍謄本(全部事項証明)。児童の保護者となる方のもの且つ発行日から1か月以内のもので離婚日等の記載のあるもの」、「受理証明書」、「児童扶養手当証書」又は「ひとり親福祉医療証」のいずれか一点（コピー可）

※保護者（原則父・母）の状況に応じて次の書類を提出してください。

保護者の状況	必要な書類	提出にあたっての注意事項
①就労 【会社勤めの方】	☐ 就労証明書 ☐ 就労状況説明書 ※対象者のみ (会社役員の場合) ☐ 会社役員を証明する書類	・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。 ・就労開始日・育児休業からの復職日以降の証明日のものを提出してください。 ・会社役員を証明する書類とは、次の書類です。 ・商業登記簿謄本 ・源泉徴収票(役員報酬、役職の記載があるもの)
①就労 【自営業等の方】	☐ 就労証明書 ☐ 就労状況説明書 ☐ 直近の確定申告書(第一表)又は源泉徴収票のコピー又は控え (業務委託契約の場合) ☐ 業務委託契約書のコピー	・市の所定用紙に必要事項を記入してください。 ・直近で事業(又は従事)を開始した場合は開業届や営業許可証等の写しが、専従者や家族従業者等で本人が確定申告をしていない場合は、その事業に携わっていることがわかる書類等が必要です。
②妊娠・出産	☐ 母子手帳のコピー	・表紙と出産予定日が確認できるページが必要です。 ・就労している方は、産前産後休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。
③保護者の疾病	☐ 医師の診断書	・市の所定用紙に医療機関で証明を受けてください。
④保護者の障がい	☐ 障がい者手帳等のコピー	・等級により必要な書類が異なる場合があります。
⑤親族等の介護 又は看護	☐ 介護(看護)状況申告書 ☐ 介護等の必要性がわかる書類	・市の所定用紙に必要事項を記入してください。 ・介護等の必要性がわかる書類として、医師の診断書等を提出してください。
⑥災害復旧に従事	☐ 災害復旧に従事していることがわかる書類	・震災、風水害、火災、その他の災害復旧に従事していることがわかる書類を提出してください。
⑦求職活動	—	—
⑧就学	☐ 学生証等のコピー ☐ カリキュラム表等	・在籍期間が記載されているもの及び、日中保育ができない時間・日数がわかる書類を提出してください。
⑨対象園児のきょうだいの育児休業中	☐ 就労証明書	・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。 ・育児休業の期間を記載してください。

※市の所定用紙については、市ホームページからダウンロード又は市保育課までご連絡ください。

❗ 0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童(4月1日時点の年齢)で、2025年(令和7年)又は、2026(令和8年)1月1日に市外に住民票があった場合は、次の書類の提出が必要です。

□ 個人番号確認票

□ 個人番号確認票に記載の添付書類

□ 海外収入証明書等(海外在住の場合) ※詳細は市保育課までご連絡ください。

藤沢市 子ども青少年部 保育課	
申請書類の提出先	(郵 送) 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
	(窓 口) 藤沢市役所本庁舎3階
無償化に関する お問い合わせ	(電 話) 0466-50-8226
	(E-mail) fj2-hoiku@city.fujisawa.lg.jp